

令和 3 年度輸出先国の規制に係る産地への
課題解決支援委託事業

報告書

令和 4 年 3 月 1 6 日

一般社団法人全国植物検疫協会

目 次

1. はじめに	1
2. 専門家リストの整備	
(1) 専門家の募集	2
(2) 専門家選定委員会の開催	2
(3) 専門家の委嘱	2
3. 相談窓口の設置	
(1) 相談窓口の設置	4
(2) 事業の広報	5
4. インターネットサイトの運営	6
5. 産地等の現状把握の実施	
(1) 輸出産地カルテの作成	9
(2) 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取	11
6. 専門家による技術的支援の実施	
(1) 技術的支援の検討	11
(2) 課題解決支援事業の実施	12
(3) 専門家による情報収集	12
7. 技術的支援の実施結果	
(1) 輸出産地カルテの作成状況	13
(2) 相談者の傾向	13
(3) 相談の輸出先国の傾向	14
(4) 相談の輸出品目の傾向	14
(5) 相談内容の傾向	15
(6) ブロック別の相談件数	16
(7) 輸出先国別の相談傾向	16
(8) 技術的支援の実施状況	19
8. 事例集の作成	21
9. 技術資料の作成	32
10. 事業の実施	32
11. まとめ	32
(1) 成果	32
(2) 本事業で残された課題	34
12. おわりに	35
別紙	
農産物輸出における植物検疫手続き	37

1. はじめに

令和2年11月に取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に沿って我が国の農産物の輸出を今後さらに推進するに当たっては、輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準に則した防除体系・栽培方法等の普及を強力に進めていくことが不可欠である。このため、輸出先国に存在しない特定の病害虫が我が国に存在していることにより特別な防除や選果等の作業が必要となる場合や、輸出先国において輸出しようとする農産物に対する残留農薬基準値が極めて低く設定されていることにより生産の際に相手国の基準値を超過しないような農薬の使用方法による防除等が必要となる場合がある。また、運送方法や梱包方法、ポストハーベストによる品質への影響も産地が抱える課題となっている。

これらの点を踏まえ、植物検疫、病害虫防除、流通・販売など幅広い分野の専門家から構成される産地への技術的支援体制を整備し、輸出に取り組もうとする産地、流通・販売事業者の意向及び課題を聴取・分析し、産地等の要望に合致した専門家を現地に派遣すること等により、産地等の実態に合ったきめ細やかな技術的支援を行い、輸出先国の規制に則した防除体系、栽培方法、流通形態等の普及を促進することを目的として、「令和3年度輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業」を実施した。

一般社団法人全国植物検疫協会（以下、「全植検協」という。）では、本事業を円滑に進めるために全植検協内に課題解決支援事業事務局（以下、「事務局」という。）を置き、次により事業を実施した。

- (1) 事業計画書の提出及び委員会等の開催
- (2) 専門家リストの整備
- (3) 相談窓口の設置
- (4) インターネットサイトの運営
- (5) 産地等の現状把握の実施
- (6) 専門家による技術的支援の実施
- (7) 事例集の作成
- (8) 技術資料の作成

2. 専門家リストの整備

(1) 専門家の募集

事務局は関係機関を通じて、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の適正使用・農薬残留等、④流通・販売等に係る各分野の専門家を全国規模で募集を行った。また、全植検協ホームページの課題解決支援事業に募集案内を掲載し、広く募集した。

なお、募集する専門家は、本事業に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者を対象とした。

(2) 専門家選定委員会の開催

専門家の選定に当たっては、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理及び農薬の適正使用、③農作物の輸出に係るいずれかの業務に5年以上従事した経験のある有識者から構成される選定委員会を令和3年4月15日に開催し、当該有識者の助言を踏まえて専門家を登録し専門家リストの整備を図ることとした。専門家選定委員会では、専門家選定委員会運営内規、専門家選定委員会の委員長及び副委員長の選出並びに事務局が提示した専門家の候補者84名の検討を行った。

委員からの助言及び意見を踏まえ、運営内規の承認並びに委員長及び副委員長の選出を行うとともに候補者84名について専門家として承認された。

その後、令和3年5月に追加の2名の応募があったことから、書面により専門家選定委員会を開催し、専門家登録の助言を求めたところ、候補者2名について承認された。また、1名の専門家が都合により専門家を辞退したことから計85名の専門家を登録し、リストとして整備のうえ、事業を推進した。

(3) 専門家の委嘱

専門家選定委員会を経て承認された専門家（85名）については、全植検協会長名の委嘱通知を交付し、専門家登録を行った（表1,2）。

表1 専門家の登録者数

分野	植物検疫	植物検疫 残留農薬	農薬適正使用 病虫害防除	病虫害防除・ 栽培管理	植物検疫 流通・販売等	合計
登録者数	40名	2名	33名	9名	1名	85名

表 2 地区別の登録専門家数（主たる専門分野で分け）

	植物検疫	病虫害防除 栽培管理	農薬適正使用 (病虫害防除)	流通・販売
北海道地区	8 名	0 名	8 名	0 名
東北地区	3 名	4 名	2 名	0 名
関東地区	9 名	5 名	9 名	0 名
東海地区	2 名	0 名	2 名	0 名
北陸地区	3 名	0 名	2 名	0 名
近畿地区	6 名	0 名	1 名	1 名
中四国地区	5 名	0 名	8 名	0 名
九州地区	4 名	0 名	1 名	0 名
沖縄地区	2 名	0 名	0 名	0 名
合 計	42 名	9 名	33 名	1 名

3. 相談窓口の設置

(1) 相談窓口の設置

相談窓口は、産地等から電子メール、電話、ファックス等で相談や問合せ等を受けることができるとともに地域毎の利便性を踏まえて各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州及び沖縄）に少なくとも1カ所以上開設するとして、全国17カ所に設置した（表3）。相談や問合せ等の対応は、月曜日から金曜日（行政機関の休日を除く）の午前10時から午後5時の間とした。

なお、各相談窓口には専用電話を設置して対応した。

表3 令和3年度の相談窓口

ブロック名	相 談 窓 口	連 絡 先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市)	070(1495)7273
	小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市)	070(1548)6147
	(一社) 室苦植物検疫協会内 (苫小牧市)	070(1359)2925
東北地区	酒田植物検疫協会内 (酒田市)	070(3176)8427
関東地区	(一社) 日本くん蒸技術協会内 (東京都)	070(1569)3466
	(一社) 全国植物検疫協会 (東京都)	070(1187)1520
	横浜植物防疫協会内 (横浜市)	070(1188)4961
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内 (射水市)	070(1461)5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内 (名古屋市)	070(1502)9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市)	070(1186)2975
	(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市)	070(3236)8765
	和歌山植物輸出入検疫協会内 (和歌山市)	070(1403)9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市)	070(1398)2752
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市)	070(1499)7759
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市)	070(1461)6169
九州地区	九州植物検疫協会内 (北九州市)	070(1452)6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内 (浦添市)	070(1556)4312

(2) 事業の広報

本事業の広報を目的として、産地や事業者を対象としたリーフレットを作成し（図1）、令和3年4月、農林水産省、各都道府県、全農、JETRO、日本政策金融公庫、支援事業専門家、当協会会員等に配布した。また、専門家が支援を実施する際等にも配布するなどして事業年度内に合計で23,000部の配布を行った。複数の相談者からは、当該リーフレットを見て相談窓口につながったなどの声もあった。

農産物の輸出に係る課題解決支援のご案内!!

生果実、野菜などの 農産物の輸出 お手伝いします!

相談料
無料

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先の植物検疫条件や農薬残留基準などについて、専門家を派遣し課題解決の支援をします。手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。

下記へお気軽にご相談ください。

一般社団法人 全国植物検疫協会
輸出先の規制に係る課題解決支援事務局

TEL 070-1187-1520
FAX: 03 (5294) 1525

Email: support@zenshoku-kyo.or.jp
URL: <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>
住所: 〒100-0047 東京都千代田区千代田 3-4-3 伊賀ビル

(一社) 全国植物検疫協会 2021 版

農産物の輸出に係る 課題等の解決を 支援します!

各地域にも相談窓口を
設置しています

Step1 ご相談

まずはお電話・FAX、ホームページよりお問い合わせください。輸出に関する意向や現状などに加入、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

Step2 現地体制の構築

事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策を支援方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地体制を構築します。

Step3 技術的支援の実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病虫害の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施します。

※相談窓口（設置から全国展開）（行政機関・農産物産出者） 10:00～18:00
※相談窓口内に電話の受付がない場合は、事務局（支援事務局）に直接お問い合わせください。

図1 支援事業のリーフレット

表 4 リーフレットの配布先

送付先	送付枚数
農林水産省（農政局等を含む）	3,980
植物防疫所	1,025
都道府県・市町村	4,700
全 農	1,707
JETRO	5,000
日本政策金融公庫	2,500
支援事業相談窓口	2,610
全植検協会員	835
専門家（相談窓口を除く）	445
その他	198
合 計	23,000

4. インターネットサイトの運営

事務局は、本事業の趣旨、農産物輸出等に係る最新情報、相談窓口の紹介等を行うため、全植検協の HP (<https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>) 内に本事業の専用ページ（図 3）を開設し、次のように運営を行った。



図2 事業HP のQR コード

- （１）事業の紹介等：事業の趣旨及び相談窓口の開設状況等を紹介した。
- （２）農産物輸出に係る情報：農林水産省等が発出している最新情報等を掲載するとともに各種広報を行った。
- （３）関係機関等のリンク掲載：農林水産本省、植物防疫所、地方農政局等及び独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、日本政策金融公庫が設置する輸出相談窓口等を紹介するとともに、相互リンクや各機関が提供する関係情報へのリンクを貼った（図 4）。
- （４）リーフレットの掲載：本事業に係るリーフレットを掲載し、誰でも閲覧、ダウンロード出来るようにした。

- (5) 報告書等の掲載：過去に実施した農産物輸出に係る事業の報告書及び事例集等を PDF 版にして掲載した。
- (6) 技術的支援で使用する資料の整備：「輸出支援専用ページ」を開設し、専門家が用いることができる基礎資料や技術情報、農産物輸出に関する最新情報、会議資料等を掲載し、専門家の支援に努めた。
- (7) 質問対応：HP 上に寄せられた質問については、関係機関（植物防疫所、検疫所、地方自治体等）に質問内容に関する規制等を確認した上で、電子メールで回答を行うとともに、必要に応じて電話による説明を行った。

一般社団法人全国植物検疫協会
全国植物検疫協会
 Japan Plant Quarantine Association

輸出サポート専用ページ 文字サイズ: 標準 大 特大 キーワード検索

農産物輸出課題解決支援事業 事務局

相談窓口
 TEL.070-1187-1520

農産物輸出課題解決支援事業
 法人案内
 関係機関
 リーフレット
 報告書
 お問い合わせ

Export problem solution support
 Corporation
 Relative organization
 Leaflet
 Report
 Contact Us

生産園地を確認する専門家

輸出先国の規制に係る課題解決支援事業

農産物の輸出、まずはご相談下さい！

電話でのお問い合わせ : 070-1187-1520
 電子メールでのお問い合わせは [こちら](#)
 ブロック（地域）ごとの相談窓口は [こちら](#)

図3 支援事業のサイト

関係機関

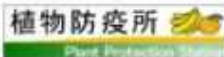
[輸出生産の規制に関する経路解説支援事業](#) > [関係機関](#)

農産物の輸出に係る関係機関







































関係機関

- ▶ 関係機関
- ▶ GFP(農林水産物・食品輸出プ
- ▶ 実施要領等(植物防疫所)
- ▶ 残留農薬等に関するサイト
- ▶ 農産物輸出に関する関係サイ
- ▶ 東京電力福島第一原子力発電

- ▶ 相談窓口
- ▶ リーフレット
- ▶ 専門家の募集
- ▶ お問い合わせ



輸出サポート専用ページ
(Export support) exclusive page



リーフレット
Leaflet

[Read More](#)

一般社団法人全国植物検疫協会
〒101-0047
東京都千代田区内神田3-4-3
伊田ビル
TEL:070-1187-1520
FAX:03-5294-1525

図4 関係機関のリンクサイト

5. 産地等の現状把握の実施

(1) 輸出産地カルテの作成

事務局は、産地等から輸出に関する意向、現状、課題等を聴取・分析し、産地ごとの課題の解決策や輸出実現までに必要な取組等を記録するため、「輸出産地カルテ」（図5）を作成した。

輸出産地カルテは、次の項目を設け、その詳細を記載するよう整備した。

- ①相談者の区分、所属、氏名、住所、連絡先
- ②輸出を検討している農産物と輸出先国
- ③輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）
- ④国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、通関業者、支援団体等）
- ⑤輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容
- ⑥相談又は聴取内容に係る対応等
- ⑦専門家の対応等の各項目
- ⑧支援事業の実施状況（支援内容、進捗状況、今後の予定等）
- ⑨生産園地等の見取り図
- ⑩産地等における検討体制
- ⑪産地・事業者等との打ち合わせ等の概要
- ⑫相談者との電話・電子メール等での対応履歴（対応概要を時系列に記載）
- ⑬支援に当たって配付・使用した資料名
- ⑭相談者から提供された資料名
- ⑮支援の成果等

これらの項目については、相談窓口担当者及び支援等を行った専門家がその都度必要な記載を行うとともに事務局と情報を共有した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じる等、個人情報の管理にも十分に留意した。

輸 出 産 地 カ ル テ

番号: (窓口番号:) 作成年月日: 年 月 日

相談者		※主な生産物及び作付面積は、生産者(農家)の場合にのみ記入	
区 分	生産者	輸出事業者	物流業者
		自治体	J A
		その他()	
所 属			氏 名
住 所			連絡先
主な生産物及び作付面積(※)			
輸出を検討している農産物及び輸出先国			
農産物名			輸出先国名
輸出先国の検疫条件等			
輸出計画の作成状況			
輸出時期			数 量
輸送形態			輸出予定港
国内外のパートナーの有無			
産 地			輸出業者
通関業者			支援団体
バイヤー			そ の 他
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容			
当該産地等における技術的支援の進め方(相談又は聴取内容に係る対応)等			
作成者			
所 属			氏 名
備考			措置

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁じるものとする。

図 5 輸出産地カルテ (抜粋)

（２）産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国 17 カ所に設置した相談窓口及び事務局は、生産者や輸出者等から農産物の輸出に係る植物検疫条件や手続き、残留農薬、病虫害防除等に関して相談や問い合わせがあった場合、輸出の意向、現状、課題等について上述の「輸出産地カルテ」の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

６．専門家による技術的支援の実施

（１）技術的支援の検討

事務局は、産地等から聴取した内容を分析して、課題を解決するために適した専門家を選定した。その後、専門家と技術的支援の方針を協議した上で、専門家は、産地等の意向をもとに現地関係者を含めた検討体制を構築した。

具体的には、次により実施した。

①産地等から聴取した内容の分析及び専門家の選定

事務局は、相談窓口又は事務局が作成した輸出産地カルテの内容を分析・精査し、課題を解決するために適した専門家を専門家リストの中から選定した。専門家の選定に当たっては、支援の継続性や地域性、専門分野などを考慮しつつ、2～3 名を選定した。

②支援方針の協議

事務局は、産地等が抱える課題の解決のため、具体的な方法等について専門家と電話や電子メールで協議した。また、必要に応じて、植物防疫所等関係機関から関連情報を収集し、専門家と共有した。

③検討体制の構築

技術的支援の実施に先立ち、専門家は、産地等と相談の上、当該産地等に関わる都道府県の担当者、市町村の担当者、J A の営農指導員、生産部会関係者と連携し、当該産地等からの輸出に向けた検討体制の構築を図った。

(2) 課題解決支援事業の実施

事務局は、技術的支援方針に基づき、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況を考慮し、産地の実態に応じた技術的支援を実施するよう専門家に指示した。産地等に派遣された専門家は、支援方針に基づき、事前に作成した資料による説明や現地における栽培状況に応じて指導等を行い、その内容を詳細に輸出産地カルテに記録した。

具体的には、以下により実施した。

①専門家の派遣

事務局は、産地等への派遣が決定した専門家に対して、事前に課題等が記載された輸出産地カルテを送付するとともに支援方針について当該専門家と協議した。

産地に派遣された専門家は、支援方針に基づき、輸出先国の植物検疫条件、輸出植物検疫の手續方法、輸出先国の定める残留農薬基準に応じた農薬の適正使用について説明するとともに、農産物の生育状況や病害虫の発生状況に応じた栽培管理に係る助言を、継続的に実施した。

また、携帯品（おみやげ）の持ち出しに取り組む産地に対しては、「検疫受検円滑化モデル」（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/attach/pdf/171004-36.pdf>）を活用して、おみやげとして農産物を円滑に持ち出すための体制づくりの指導を行った。

②進捗状況の確認

事務局は、専門家から提出される輸出産地カルテのほか、専門家と電子メール等で連絡を密に取り、産地等への技術的支援の進捗状況を把握した。

(3) 専門家による情報収集

産地等に派遣される専門家又は事務局は、産地等において技術的支援に取り組む際に必要となる、輸出先国の植物検疫条件、必要な手續、残留農薬基準など等の情報について、必要に応じ植物防疫所等関係機関に確認を行うなど収集し、事務局及び専門家間でその情報を共有した。

7. 技術的支援の実施結果

(1) 輸出産地カルテの作成状況

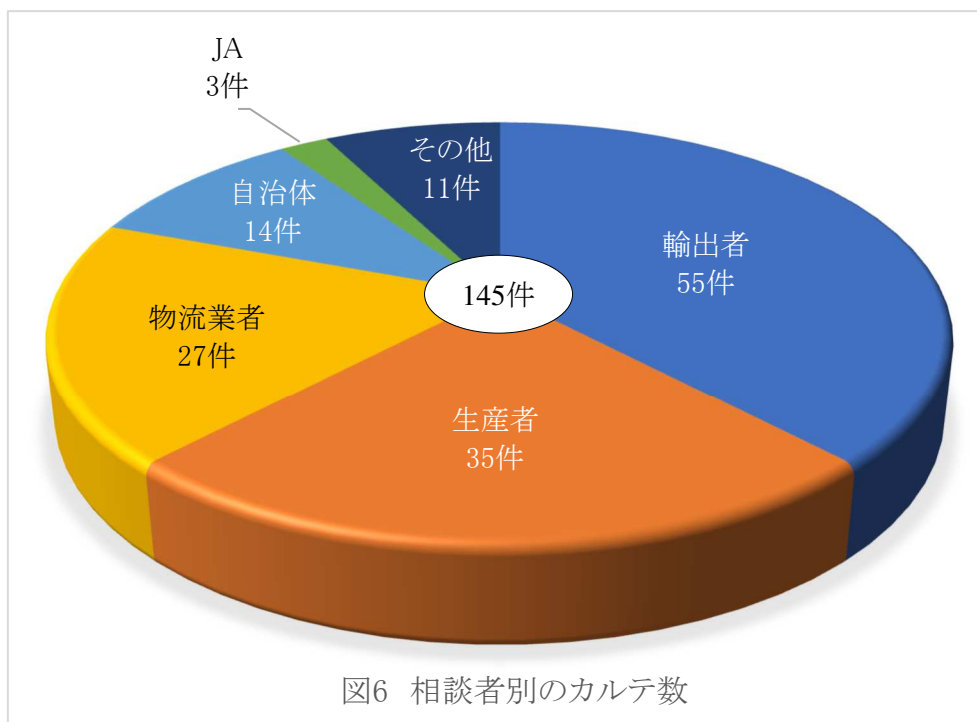
生産者、地方自治体、輸出者等から寄せられた相談や問合せ等は延べ 398 件で、このうち、植物検疫や残留農薬等の課題に関する相談について、相談窓口及び事務局が作成した輸出産地カルテは合計 145 件であった（2 月末現在）。

表 5 月別の輸出産地カルテの作成数

月 年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和 3 年度	22	9	19	9	9	7	12	27	9	12	10	-	145

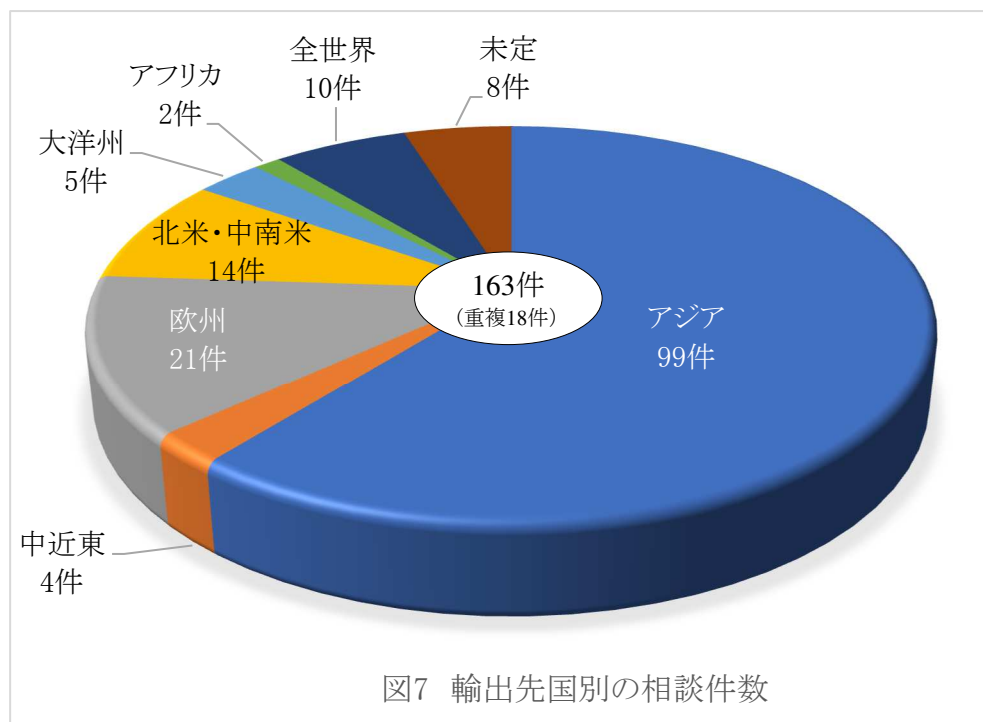
(2) 相談者の傾向

相談者は輸出者 55 件（38%）が最も多く、次いで生産者 35 件（24%）、物流業者が 27 件（19%）、自治体 14 件（10%）等であった。なお、その他の 11 件は、コンサルタント事業者、農産物輸出を支援している団体、輸出用木材こん包材事業者等である。また、海外から日本産農産物を輸入したいとして植物検疫条件等を照会した相談が 1 件あった。



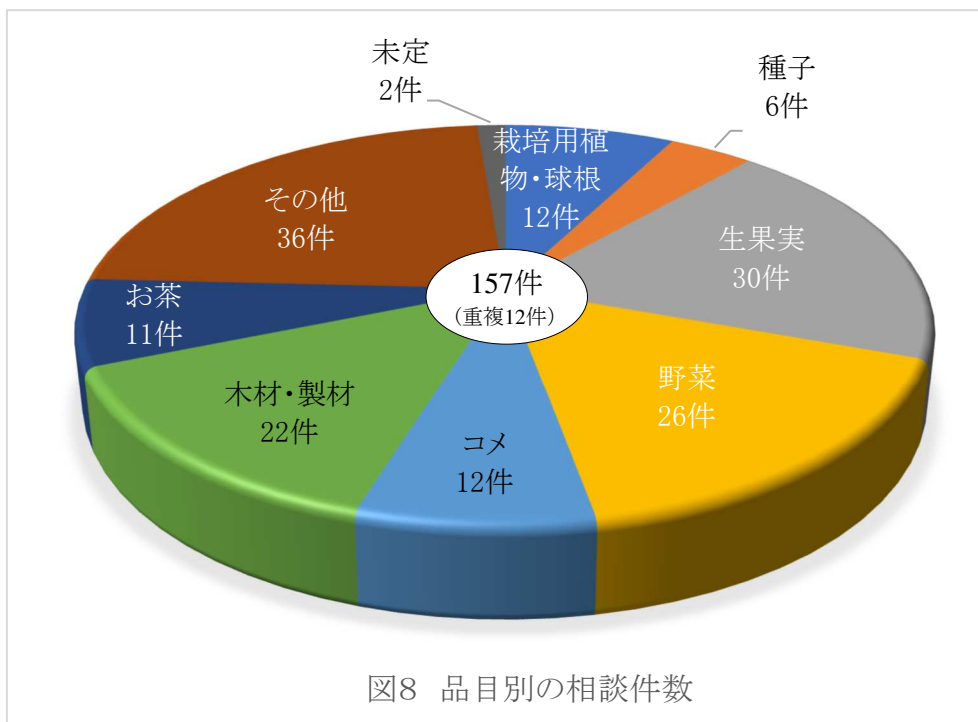
(3) 相談の輸出先国の傾向

相談で最も多かった輸出先国は、台湾と中国でそれぞれ 25 件であった。次いでタイ向けが 18 件、香港、シンガポール向けが 10 件などの順となった。地域で見るとアジアが 99 件（61%）で最も多く、次いで欧州 21 件（13%）、北米・南米 14 件（9%）などであった。また、輸出できるならどこへでも出したいのような全世界とした相談やまだ輸出先も決めておらず輸出先未定として相談した事例もあり、これらは合わせて 18 件（11%）あった。



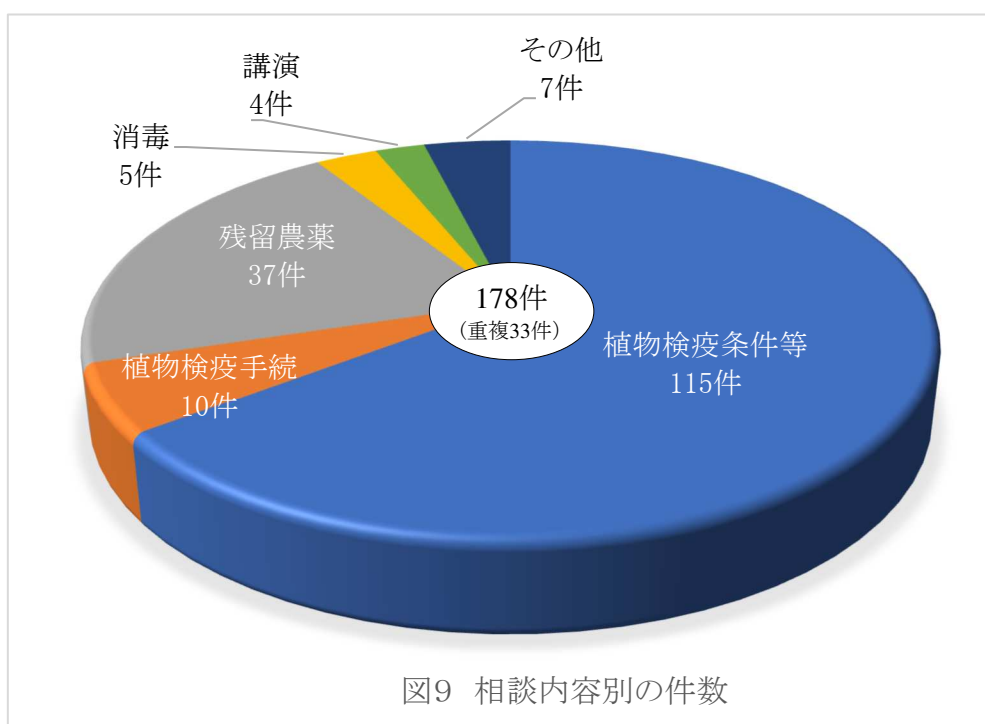
(4) 相談の輸出品目の傾向

相談で最も多かった輸出品目は、生果実（ミカン、リンゴ、ナシ、ブドウ、カキ、モモ、スモモ等） 30 件（19%）で、次いで野菜（イチゴ、メロン、ミニトマト、トマト、水ナス、カボチャ、レタス、キャベツ等） 26 件（17%）であった。とりわけリンゴ、ナシ、ブドウ、ミカン、イチゴなどの生果実の相談が多く寄せられた。次いで、木材（製材を含む。） 22 件（14%）、栽植用植物（ラン苗、盆栽、花木苗等）が 12 件（8%）、コメ 12 件（8%）、お茶 11 件（7%）、種子 6 件（4%）の順であった。



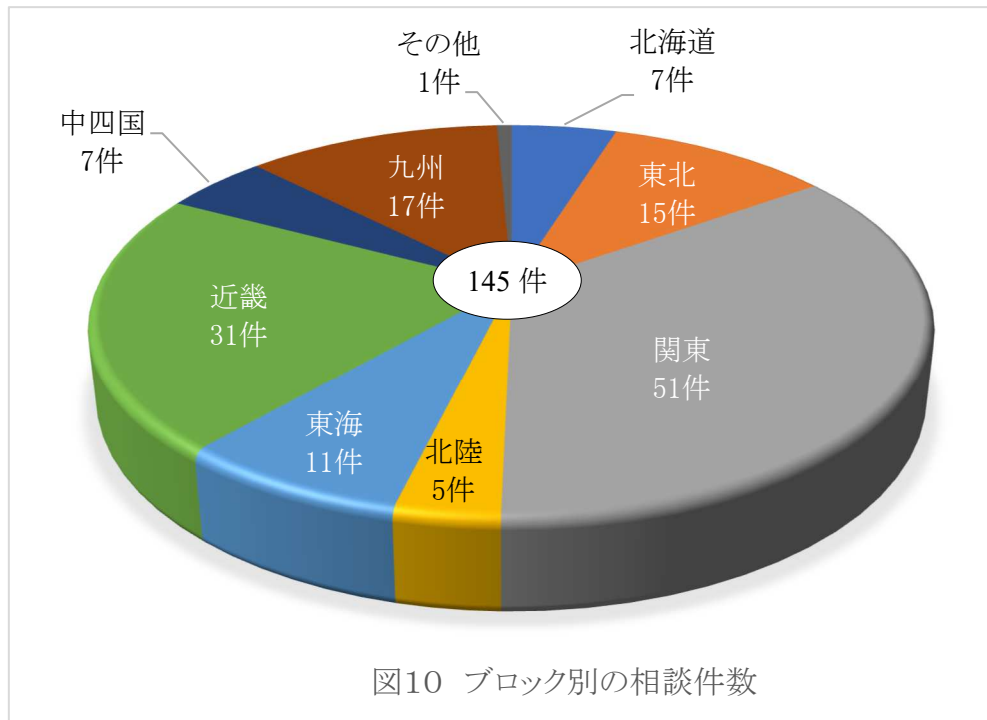
(5) 相談内容の傾向

相談内容は植物検疫条件等に関する相談が最も多く 115 件 (65%)、次いで残留農薬 37 件 (21%)、植物検疫手続き 10 件 (6%)、消毒方法等 5 件 (3%)、講演依頼 4 件 (2%)、その他 7 件であった。



(6) ブロック別の相談件数

ブロック別の相談件数は、関東 51 件 (35%)、近畿 31 件 (21%)、九州 17 件 (12%)、東北 15 件 (10%)、以下、東海 11 件 (8%)、北海道 7 件 (5%)、中四国 7 件 (5%)、北陸 5 件 (3%) などであった。その他は海外から我が国の農産物を輸入したいとして相談が 1 件あった。



(7) 輸出先国別の相談傾向

相談は、台湾と中国向けが最も多くそれぞれ 25 件あった。台湾向けではブドウ生果実やイチゴ生果実等の生果実に係る残留農薬の相談、葉野菜等に係る植物検疫条件等の相談が多くあった。中国向けでは、木材（原木や製材）に係る植物検疫条件や消毒等に関する相談や精米の植物検疫条件等が多く寄せられた。次いでタイ向けの相談が 18 件あり、植物検疫条件、植物検疫手続き、残留農薬等の相談が多かった。タイ向けリンゴやメロン等の 13 品目の生果実については、令和元年度から日タイ二国間合意事項に基づく検疫手続が必要となったことから、検疫条件の確認の相談や生産園地及び選果こん包施設の登録等に係る手続の相談ほか、タイ検査官の招へいに関する相談等もあった。これらの相談に対しては、植物防疫所が公表している植物検疫条件や手続き、植物検疫統計に関する資料、農林水産省が公表している残留農薬基準表や防除マニュアル、各国が自国のホームページで公表している資料、財務省が公表してい

る貿易統計等を整理或いは活用して説明等を行った。

また、タイ向け青果物では、タイ保健省が輸入通関時の青果物の残留農薬検査に関するガイドラインを発表し、2020年8月1日から運用を開始すること等に伴う残留農薬基準に関する相談や同じく2019年8月及び2021年10月7日から規制を開始するとされたタイ向け青果物の選別・梱包施設に係る証明書（食品衛生に係る証明）に関する相談等も多かった。これらの相談には、農林水産省が公表している「各国の食品安全関連規制」や「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」サイト或いはJETROが公表している「ビジネス短信」のサイト又はタイが公開している残留農薬に係るサイトなどから必要な情報を入手し説明した。

更に輸出先国をタイと限定して関係者を参集した勉強会等に専門家の派遣依頼もあり、植物検疫の概要や植物検疫条件、残留農薬に係る留意事項等について講演等を行った事例もあった。

このほか、香港やシンガポール向け生果実や野菜についての相談も多く、植物検疫条件（日本で輸出植物検査を受けずに輸出できる）のほか残留農薬に関する相談等が寄せられた。

相談の多かった輸出先国別の相談件数等は表6のとおりである。

表 6 主な輸出先国（地域）別の相談内容の内訳

輸出先国	件数	主な輸出品目（延べ件数）	相談内容（延べ件数）
台湾	25	生果実（9）、野菜（9）、 栽植用植物（3）、その他 （8）	植物検疫条件（18）、 植物検疫手続き（2）、 残留農薬（9）、その他（1）
中国	25	生果実（2）、野菜（3）、 コメ（1）、木材（9）、そ の他（8）	植物検疫条件（20）、 植物検疫手続き（3） 残留農薬（1）、その他（1）
タイ	18	生果実（8）、野菜（8）、 木材（1）、その他（5）	植物検疫条件（12） 植物検疫手続き（3） 残留農薬（6）、講演(2)、その他 （2）
香港	10	栽植用植物（1）、生果実 （2）、野菜（4）、その他 （3）	植物検疫条件（10） 残留農薬（3）
シンガポ ール	10	栽植用植物（1）、生果実 （3）、野菜（4）、その他 （2）	植物検疫条件（10） 残留農薬（2）
EU	12	栽植用植物（1）、野菜（2）、 木材（2）、お茶（1）、そ の他（6）	植物検疫条件（9） 植物検疫手続き（1） 残留農薬（3）、その他（1）
米国	11	栽植用植物（1）、野菜（1）、 コメ（1）、木材（1）、お 茶（1）、その他（2）	植物検疫条件（8）、残留農薬（2）
カナダ	4	栽植用植物（1）、生果実 （1）、野菜（1）、木材（1）	植物検疫条件（4）、残留農薬（1）
オーストラ リア	3	生果実（1）、野菜（1）、 木材（1）、その他（1）	植物検疫条件（3） 植物検疫手続き（1） 残留農薬（1）、その他（1）

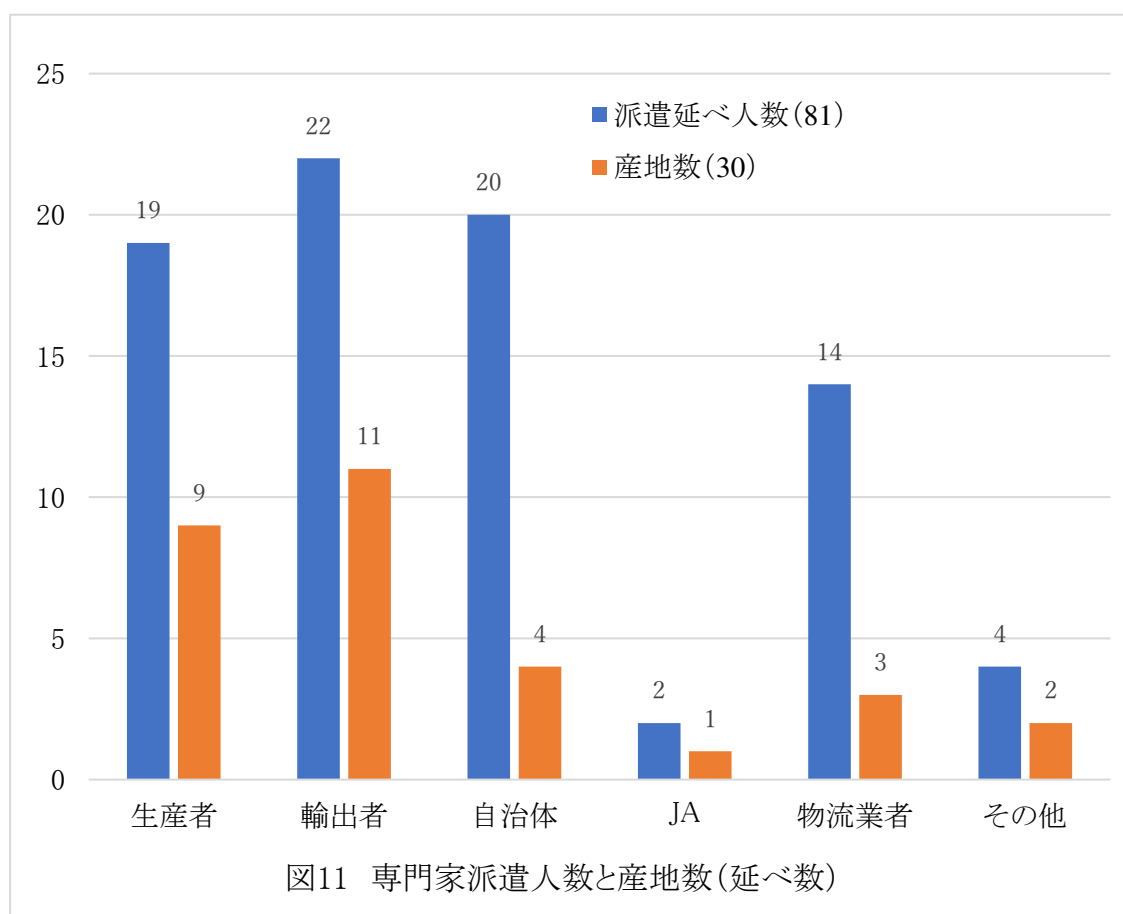
(8) 技術的支援の実施状況

輸出産地カルテ 145 件のうち、相談者から専門家による支援依頼のあった 30 件（全体の 21%）の産地等に対して、延べ 81 名の専門家を派遣し、植物検疫条件、植物検疫手続き、残留農薬などの説明をするなどの支援のほか講演等を実施した。一方、専門家の派遣までは必要としないとして電話や電子メールで相談のあった 115 件（全体の 79%）については、相談者に対して植物検疫条件、植物検疫手続き、残留農薬基準値などについて説明するほか、必要に応じて資料等を電子メール送信した。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等のため、専門家がオンラインで資料説明を行うなどの対応を行ったものも 10 件あった。

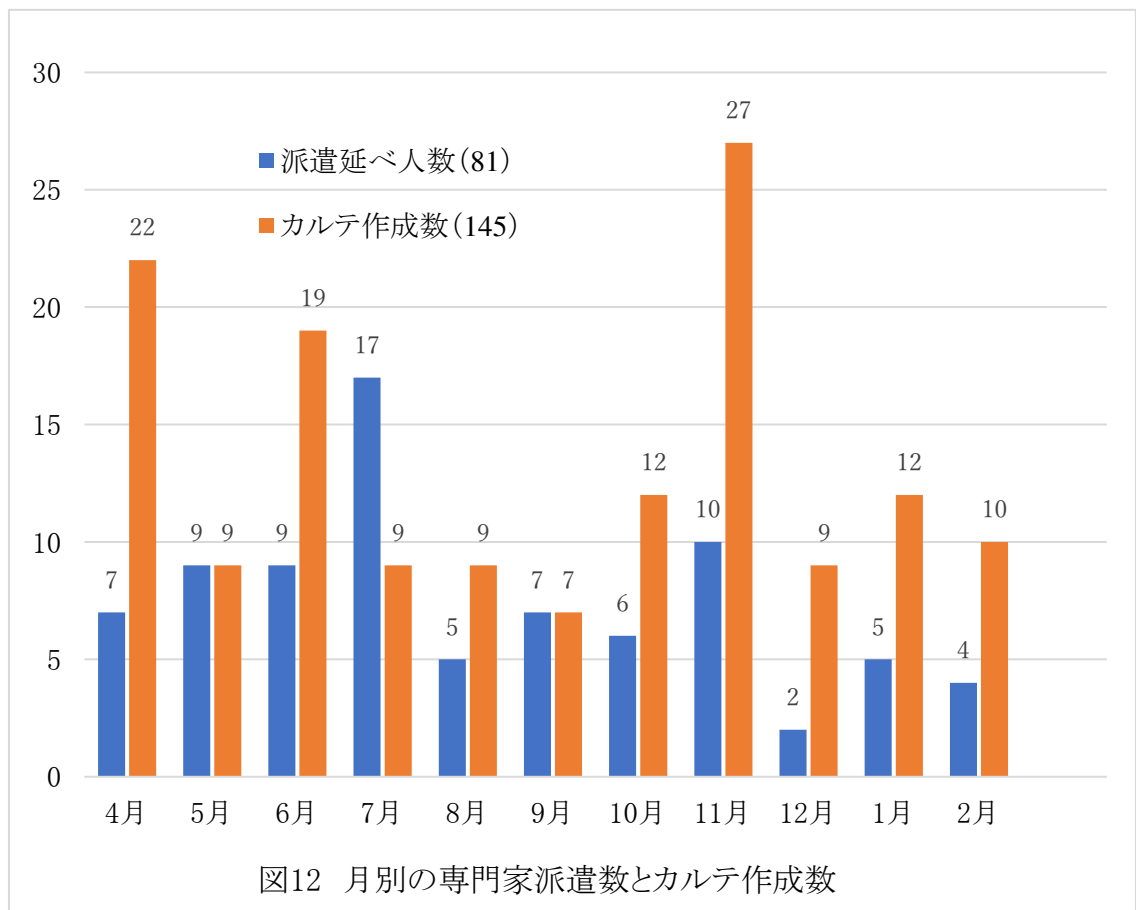
ア：相談者別の専門家派遣傾向

専門家を最も多く派遣した相談者は、輸出者の 11 相談者で延べ 22 名（全体の約 27%）を派遣した。次いで、自治体の 4 相談者、延べ 20 名（同 14%）、生産者の 9 相談者、延べ 19 名（同 23%）、物流業者の 3 相談者、延べ 14 名（同 17%）等であった。その他は、コンサルタント事業者等である。



イ：専門家派遣数とカルテ作成数の月別推移

月別に専門家派遣数とカルテ作成数を見ると、派遣が最も多かったのは7月で17名の専門家が派遣された。次いで11月の10名、5月と6月の9名などの順であった。8月以降は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策などが行われたため、専門家の派遣を見合わせたこともあり、全体的に少なくなっている。



8. 事例集の作成

今年度の事業で取り組んだ 11 事例については、別途事例集を作成した。
作成した事例の概要は次のとおり。

事例 1：タイ向けに高品質な果物等の輸出に取り組む事業者

品目：リンゴ、ナシ、モモ、ブドウ、イチゴ等

主な輸出先国・地域：タイ、台湾、ベトナムなど

〔輸出を目指す目的〕

農産物輸出の気運の高まりから、我が国の安全・安心で高品質の果物を海外の人にも食べて貰いたい。特に東南アジアは経済成長が見られ、高品質な果物であっても、富裕層等からの一定程度の需要や贈答用の需要が見込まれ、市場としての価値が高いと考えている。

果物の輸出を行うことで、産地の活性化のみならず、ブランド確立により海外での知名度アップなど我が国農業に寄与できると思料している。

〔相談者が抱える主な課題等〕

タイ向けにリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ、イチゴ等の生果実を輸出したいが、どのような手続きを行う必要があるのかが不明である。

また、タイ以外の国向けの生果実に係る検疫条件等が不明である。。

〔専門家の支援等の内容〕

タイ向け日本産リンゴ等の生果実に係る検疫条件、手続き等について説明するとともにタイの規制等に係る最新情報をその都度連絡した。

また、台湾やベトナム向けのリンゴ等生果実に係る検疫条件及び手続き等について説明した。

〔相談者の対応状況〕

事業者は、タイ向けにリンゴ等の生果実の輸出に協力してくれる生産者を開拓し、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録等の手続きを行うとともにタイのデパートなど関係者と協議し、売り場の確保や輸入通関の代行業者との契約など手続きを行った。現在、月に 2～3 回程度のスケジュールでリンゴ等の生果実を航空便で輸出している。



図 タイでの販売の様子（相談者提供）

事例 2：東南アジア向けにかぼちゃ生果実の輸出を目指す生産者団体

品目：かぼちゃ生果実

主な輸出先国・地域：香港、シンガポール、マレーシア、台湾

〔輸出を目指す目的〕

かぼちゃのブランド化を図り認知度は高まったものの、人口減少が進む国内市場だけでは、かぼちゃのマーケットが小さくなることは避けられない状況にある。また、国内市場では小玉（9 玉以上／1 箱 10kg）の需要が無く、廃棄せざるを得ないことも課題であった。一方、海外では東南アジアにおけるニーズ調査で小玉を好む傾向が顕著であることが判明した。このため、今後成長が期待される東南アジアを中心とした海外マーケットに新たな販路を開拓するとともに、かぼちゃの生産性を向上させ、地域農業の発展につなげたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

台湾向けなど新たな市場にも輸出を広げたいが、検疫条件や手続き等について知りたい。

〔専門家の支援等の内容〕

かぼちゃ生果実の植物検疫条件は輸出先国によって異なる。既に輸出している香港やシンガポール、マレーシアは日本で検査を受けずにそのまま輸出できる。一方、台湾向けは植物検疫証明書の添付が求められていることから日本で輸出検査を受け、植物検疫証明書を添付する必要がある。この他、中国やベトナム、タイなどは輸入を禁止又は検疫条件を設定していないため輸出できないなど説明した。また、農産物の輸出に当たっては、残留農薬にも留意が必要である旨を説明した。

〔相談者の対応状況〕

香港向けでは 4 店舗に、シンガポールとマレーシア向けではそれぞれ 1 店舗にかぼちゃ生果実を輸出している。今後は定期的に輸出を行うとともに大玉の需要拡大を図るなど輸出量の増加を目指すこととしている。また、通年でのかぼちゃの輸出を実現させるため、温度管理などを徹底し長期保存が可能となるよう取り組んでいる。



図 貯蔵されているかぼちゃ

事例 3：地域特産のモモ及びリンゴ生果実の輸出を目指す関係者

品目：モモ生果実、リンゴ生果実

主な輸出先国・地域：台湾

〔輸出を目指す目的〕

県内には「北限の桃」として売り出しているブランド桃がある。また、リンゴの生産も盛ん。近年台湾では、日本産くだものの評価が高いと聞く。出荷時期が遅い「北限の桃」は高品質なこともあり、贈答用として台湾人にも好まれるものと想定している。モモやリンゴを継続的に輸出することにより、県産農産物の認知度を上げ、地域農業の発展につなげて行きたいと考えている。

〔相談者が抱える主な課題等〕

台湾向けモモ、リンゴ生果実を輸出するのが初めてで手続き等が不明である。また、台湾向け生果実の場合、台湾検査官の査察があると聞いているが、どのように対応すれば良いか分からない。

〔専門家の支援等の内容〕

台湾向けモモ、リンゴ等生果実の輸出するに当たって、専門家が現地に出向き関係者に植物検疫条件（生産園地、選果こん包施設、選果技術員の登録や選果こん包の要件等）や手続き等（申請方法等）の説明を行うなど支援実施した。また、台湾側検査官（新型コロナウイルス感染症に係る入国規制等から台湾側検査官に代わって日本側検査官が実施）による査察に関しては、必要な提出書類などについて説明するとともに生産園地及び選果こん包施設の事前確認を行い留意点なども含めアドバイスした。

〔相談者の対応状況〕

相談者は、生産園地及び選果こん包施設の登録を受けるとともに、植物防疫所主催の選果技術員研修を受講して選果技術員の登録を受けた。一方、生産園地については防除暦に基づき、適正な防除を実施するとともに除草を定期的に行うなど、適切な栽培管理を行った。また、査察を受けるに当たって関係書類を整理し、適切に査察対応を行った。

その後、収穫したモモ生果実及びリンゴ生果実をそれぞれ 1 回コンテナによる輸出を実現し、台湾での評価も良かったことから、次年度以降も継続して輸出することとしている。



図 モモシンクガフェロモントラップ

事例４： タイの自社レストランで販売するため、ナシ生果実の輸出に取り組む事業者

品目： ナシ生果実

主な輸出先国・地域： タイ

〔輸出を目指す目的〕

相談者は、肉牛の生産及び牛肉の販売を行っており、タイの自社レストランに自社生産の牛肉を輸出して提供してきた。一方、相談者はナシ生果実の生産も行っており、タイの自社レストランで販売する計画をしている。

昨年度も輸出を計画したが、国内需要が大きいため断念した経緯がある。今年は是非とも輸出を実現させたい。

〔相談者が抱える主な課題等〕

相談者は牛肉を輸出するノウハウと販路は持っているが、植物を輸出したことが無いため、手続関係が解らない。また、2020年8月にタイの残留農薬基準、2021年10月に食品衛生管理規則が強化されており、これらの条件をクリアするための対応について不安がある。



図 生産園地

〔専門家の支援等の内容〕

タイ向けナシ生果実の輸出に係る検疫条件や手続き等について、模式図などの図表を用いた資料を作成して説明した。また、選果こん包施設に係る衛生管理及び残留農薬に係る新たな規制に関しては、農林水産省 HP から資料をダウンロードして必要な説明を行った。

〔相談者の対応状況〕

生産園地及び選果こん包施設については、専門家からの説明に従って手続き等を進め、無事に登録が完了した。また、残留農薬の数値を調べるため、分析機関に依頼して分析証明書を取得した結果、問題になる農薬の残留は認められなかった。始めにサンプルを輸出することとして、専門家の説明に従って植物検疫を受検し、植物検疫証明書を取得して輸出した。タイに到着後問題なく通関でき、無事に自社レストランに到着させることができたが、若干のダメージとコスト面での課題が判明し、今後検討することとしているとのことであった。

事例5：緑茶、ハーブ茶の輸出にあたりGFP訪問診断（オンライン）を利用して輸出に取り組む生産者

品目：①お茶、②ハーブ茶（甘茶）

主な輸出先国・地域：①EU、香港、米国、マレーシア、②台湾

〔輸出を目指す目的〕

- ① 国内取引だけでは、販売量や価格が安定しないため、外国への販路を開拓したい。また、自分の栽培したお茶が海外で販売・飲用されることへのあこがれも抱いている。
- ② 海外の催事販売に甘茶を出品したところ好評で、継続販売を予定していたが世界的なコロナ禍で催事販売が中止となり、輸出できていない。緑茶、甘茶の海外販路を拡大したい

〔相談者が抱える主な課題等〕

お茶、ハーブ茶（甘茶）の輸出に当たって、残留農薬が問題になると聞いている。

〔専門家の支援等の内容〕

相談者には、オンラインによる GFP 訪問診断が行われ、専門家から資料配付の上、輸出検疫や残留農薬基準等に係る説明を行った。

植物検疫条件に関しては、お茶は日本で検査を受けずに輸出できる国、植物検疫証明書の添付が必要な国、輸出に先立って、輸入国の輸入許可証の取得が必要な国など輸出先国によって違うことなどを説明した。

残留農薬に関しては、農林水産省のホームページに掲載されている情報を紹介するとともに甘茶では台湾の甘茶に係る残留農薬基準値の資料を作成し配布の上、説明した。また、残留農薬では周囲からの農薬のドリフトにも注意する必要があると、必要に応じて、事前の分析などを行うことも薦める旨を説明した。

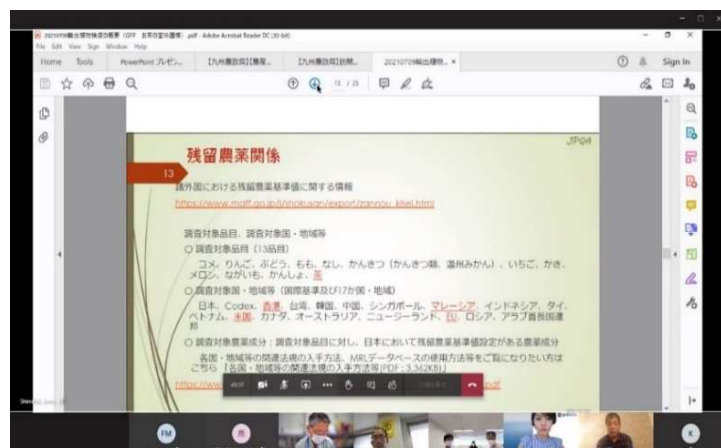


図 オンラインでの残留農薬関係の説明